

令和3年度 富山大学研究不正防止対応計画書 個別詳細実施計画 概要

富山大学研究不正防止対策推進室では、富山大学研究不正防止対応計画書を作成し、研究活動における不正行為及び研究費不正使用の防止対策として必要な事項を定め、もって、本学における研究不正の防止を図ることを目的としています。

この計画を具体的に実施するために、毎年度、富山大学研究不正防止対応計画書個別詳細実施計画を策定し、全学的な協力の下に連携し、実行しています。

1. 機関内の責任体系の明確化に関する事項

【研究費の管理に係る責任体系】

- ・研究費の使用に関する職務権限（責任範囲）及び業務分担、機関内の研究費の運営・管理に関する責任の所在・範囲と権限及びコンプライアンス推進責任者の役割について、説明会等で周知し、本学ホームページで公開する。
- ・コンプライアンス推進責任者による研究費のモニタリングを実施する。

2. 適正な運営・管理の基盤となる環境に関する事項

【ルールの明確化・統一化】

- ・分野ごとに各部署の事務担当者による連絡会を開催し、執行に関するルールと運用の実態が乖離していないか確認する。

【職務権限の明確化】

- ・学内各種説明会等においてにおいて、会計組織及び構成員の事務の範囲について説明する。また、業務の実態に応じて、関係規則の見直しを行う。

【関係者の意識向上】

- ・研究倫理教育として、研究者に APRIN e-learning プログラム等を受講させ、受講状況を管理し、未受講者に対しては受講を要請する。

【告発等の取扱い】

- ・研究不正及び研究費不正に係る通報窓口をホームページ、グループウェアに掲載し周知する。

【懲戒に関する規程の整備】

- ・「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に明示する内容を検討し、必要に応じて規程の見直しを行う。

3. 不正発生要因の把握と不正防止計画の策定・実施に関する事項

【不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定、不正防止計画の実施】

- ・富山大学研究不正防止対策推進室において、富山大学不正防止対応計画書個別詳細実施計画を策定し、実施状況を確認する。

4. 研究費の適切な運営・管理活動に関する事項

【予算の実行状況の把握・検証】

- ・予算の早期執行について、教職員へ周知し、定期的に各学部等へ執行状況表を送付し早期執行を促す。また、各部局長は、教授会等において、研究費の計画的執行について指導する。

【業者に対する処分方針、業者に提出を求める誓約書】

- ・富山大学の物品調達等取引に際しての行動指針に基づき、法令の遵守、公平性の確保、経費の効率的執行等について、取引業者へ周知し、誓約書を提出させる。併せて不正な取引に関与した場合は、取引停止の措置があることを周知徹底する。

【物品・役務の発注・検収】

- ・データベースの開発・作成等の特殊な役務契約では、検収時に専門的知識を必要とする場合は、特別検査員を発令し、仕様書に定める項目に従って検収を行う。

【非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理】

- ・勤務実態と支払経費が雇用契約内容と一致しているか、事務部門で必要に応じて面談を行うなど、雇用契約の勤務条件や勤務内容を確認する。

【換金性の高い物品の管理】 **重点対応事項**

- ・換金性の高い物品（パソコン・デジタルカメラ等）については、所在等を管理し、現物にはシールを貼付し、大学の物品である旨の表示を行う。なお、消耗品として管理される物についても、一定数を抽出のうえ現物確認を行う。

【研究者の出張計画の実行状況等】

- ・出張計画の実施状況等の把握・確認については、用務内容、訪問先、宿泊先、面談者等が記載されているか、重複受給がないかなども含め、用務の目的や受給額の適切性を確認し、必要に応じて照会や出張の事実確認を行う。

5. 情報発信・共有化の推進に関する事項

- ・本学ホームページに、研究不正防止への取組みに関する方針等を公開する。

6. モニタリングに関する事項

【内部監査計画の立案・内部監査の実施】

- ・内部監査計画に基づき、定期的に会計書類のチェックを行い、公的研究費においては採択研究課題の概ね 10%以上を対象に書類監査を行い、更に当該監査対象の中から概ね 10%以上を対象に実地監査を含む特別監査を行う。

【リスクアプローチ監査について】

- ・内部監査計画に基づき、物品検査の立会監査による納品後の現物確認や、抽出した研究者の特別監査のヒアリングにおいて、関係書類を基に、旅行事実の確認などを行う。

7. その他（不正行為の防止のための取組）

【学生に対する倫理教育の実施】

- ・全学生（学部生、大学院生）への研究倫理教育を実施する（講義、説明会、e-learning 等）。

【研究機関における一定期間の研究データの保存・開示】

- ・「富山大学における研究データの保存等に関する指針」を研究者に徹底させ、部局長、当該研究室等の代表者が適切に保存等されているか確認する。

【適切な研究体制を確保するための実効的な取り組み】

- ・若手研究者に対しては、自立した研究活動を遂行できるよう適切な支援・助言（メンターの配置等）の体制を整える。